

第21回八尾市男女共同参画審議会における委員意見及び市の見解等

【議案2】「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」の進捗状況について

No.	種別	資料No.頁	委員意見	市の見解等
1	意見		新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度の実績値が低い値になっていることは残念に感じる。令和3年度、令和4年度に期待する。	ご意見を真摯に受け止め、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、会議の書面開催やイベント・事業のオンライン開催、代替手段への変更など、実施手法を工夫し取組みを進めてまいります。
2	意見	資料1	【施策16(子どもの頃からの男女共同参画意識の理解促進)のうち、「命を育む教育推進事業」について】 報道によると、2020年(令和2年)に自殺した小中高生が過去最多だった。コロナ禍で学校でのいやがらせやいじめ、家庭内の諍い等が子どもの心や体を蝕んでいたと思われる。家庭に加え、教師をはじめとする教育機関、行政ができるだけ子どもに寄り添っていただきたい。次世代を担う子ども達が誰一人取り残されることなく、自分の命、人の命を大切にしよう、見守っていただきたい。	「命を育む教育推進事業」を中心に、児童生徒の実態に応じた命に関する体験や聞き取り学習、男女共同参画意識を育むためのジェンダー平等教育の実践を推進するなかで、自分の命を大切に、自分の命を自ら守ることができる子ども、人の命も大切にすることができる子どもを育成し、将来にわたって命を大切にする姿勢を身につけた人格の形成をめざします。
3	意見	資料2	平成37年度目標値の表記が「平成」になっている。西暦併記にするべきではないか。	令和2年度の進捗状況として公開するにあたり、表記を修正させていただきます。
4	意見	資料2	【市の審議会、委員会などにおける女性委員の登用の割合(%)について】 男女共同参画基本計画の方針に関わり、かつ、女性比率の少ない会にまずは積極的に働きかけることが考えられる。例えば「八尾市防災会議」など、ジェンダーの視点から防災を見直していくことが基本計画でも論じられている。個別の課題に対してジェンダー・バランスを取ることの重要性を、関係者・関係部署で共有されることが望まれる。	ご意見を踏まえ、男女共同参画基本計画の方針を念頭に置いて、審議会等への女性委員の登用に関する働きかけを工夫することで、取組みを進めてまいります。
5	意見	資料2	【女性の参画がない審議会等の数について】 平成26年度プラン策定時と比べ減少しているものの、令和2年度は5つとなっている。参考資料2によると、医療関係の審議会で女性の参画がないものが多いが、任期満了のタイミングに向けて、女性委員を推薦いただけるようお願いしていくのはどうか。あらゆる審議会に女性の参画を実現する姿勢が重要だ。	ご意見を踏まえ、各課に配置しております男女共同参画推進員と連携し、任期満了時を視野に入れた長期的な働きかけにより取組みを進めてまいります。
6	質問	資料2	【小・中学校の管理職(校長、副校長、に占める女性の割合(%)について】 令和2年度状況は中学校・義務教育学校で校長・副校長が0%になっているが、来年度以降の見直しはどうか。	管理職選考の受験者の掘り起こしをすすめ、市教委事務局指導主事を含め、候補者の確保に努めてまいります。
8	質問	資料2	「市の審議会、委員会などにおける女性委員の登用の割合(%)」以外の項目で、対前年度と比較してマイナスになっている項目について、その要因をどのように捉えるか。	【市役所の女性管理監督職[監督職級以上]の割合(%)】 全部局の合計値から割合算出しているため、一定の要因を捉えることは難しいものの、昇任の対象となる時期と育児の時期が重なる職員が多いことも要因の一つと考えられます。当面、このような状況が続くことが予想される中、引き続き子育てをしながら安心して働ける職場環境と、職員の希望するキャリア形成が実現できるような体制整備が課題であると認識しております。  【小・中学校の管理職(校長、副校長、教頭)に占める女性の割合(%)】 学校現場の管理職ではなく、市教委事務局の指導主事として勤務している者もいる一方で、特に教頭については受験者の世代が30代後半から40代が中心であり、家庭の状況(子育て等)で、受験等を判断するに至っていないケースが散見され、管理職選考候補者の確保が課題であると認識しております。  【乳がん検診の受診率(%)】 個別検診は昨年度並みの受診者数が維持できていますが、集団検診が新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止したことに加え、感染拡大防止のため定員を減らして実施したことから受診者数が減少し、受診率が減少したと捉えております。  【男女共同参画が実現していると思う市民の割合(%)】 新型コロナウイルス感染拡大の中で、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が、女性を取り巻く状況を一層厳しいものにしていく状況の表れと捉えております。
7	意見	資料2	全体的に対前年度比が低下しているものが多い。僅かに下がったものも含め、全体として少しでも上昇させるか、少なくとも現状維持できるように、何らかの工夫が必要だ。	ご意見を真摯に受け止め、担当課と連携しながら具体的な取組みを進めてまいります。
9	意見	資料3	【施策1(ワーク・ライフ・バランスへの理解促進)について】 「コロナ禍における効果的な啓発、学びの機会の提供方法について工夫」という部分については、オンラインのみ、オンラインと対面の併用、少人数での対面開催という3つの方法を柔軟に取り入れることが考えられる。 オンライン開催は多くの参加を見込める手法であり、育児や病気で自宅から出ることが難しい状況にある人に対しても、機会提供の可能性を広げられる。世代によるデジタル・デバイドが懸念されるが、スマートフォンやタブレットをもつ高齢者層も増えていると思われる。関心のある層に向けて、オンラインでの参加方法や動画受信方法、開催情報の検索の仕方など、その利用方法について学ぶ機会も提供できるといのではないかと。	ご意見を関係課と共有するとともに、今後の事業実施方法を工夫してまいります。
10	意見	資料3	【施策1(ワーク・ライフ・バランスへの理解促進)について】 動画配信の取組みについて、参加者数や満足度、効果はどうだったか。配信だけではなく、相互性として、オンラインの良い点と改善点を踏まえて課題を考えると、いろんなアイデアが出るのではないかと。	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、中止したママパパ教室の代替として、教室で実施していた沐浴等の動画を3本作成し、令和2年12月から配信しています。3本の動画の合計視聴回数は470回(令和3年3月末時点)で、昨年度の妊娠届出者1945人の約2割にあたる視聴がありました。満足度については把握していません。 今後とも対象者への視聴を促進していく必要があると考えています。そのため、昨年度は、自宅でも妊娠・出産後の育児等について学ぶことのできる動画等の情報をまとめたホームページを作成しており、今年度は妊娠届出時にホームページの内容をまとめたチラシを配布して周知を行っています。
11	意見	資料3	【施策9(生涯を通じた健康の保持・増進)について】 コロナ禍にもかかわらず、様々な取組みを工夫されていると思う。コロナ禍の長期化が想定される中で、具体的に今後どのような工夫が必要かについても触れていくとよいのではないかと。	長期的な視点で今後の事業展開を考えることは、プランに位置付けるすべての取組みにおいて重要と考えます。刻々と変化する現状においては具体的に想定することが難しい部分もありますが、コロナ禍で取り入れた新たな手法や工夫を共有することの重要性について、関係課と課題認識を共有してまいります。
12	意見	資料3	【施策10(あらゆる暴力根絶に向けた取組みの推進)について】 夫からの暴力を相談できない理由で金銭面の不安を持つ女性は少なくない。特に子どもがいる女性は、自分一人で子どもを進学させることができるのだろうかかと不安になり、暴力に耐えてでも生活の安定を選択することがある。 もし、離婚しても女性が一人で子どもを育てる経済力をもつことができれば、相談もしやすくなるので、手当や支援制度、就労支援などの紹介があればよいのではないかと。離婚することも選択肢の一つとして持つことができれば、相談がしやすくなるのではないかと。	八尾市男女共同参画センター「すみれ」の女性相談では、相談者の心に寄り添い、悩みを整理するとともに問題解決に必要な情報提供を行っております。今後、関係機関との連携を強化するとともに、必要な情報を的確にご案内できるよう、委託先と連携し、相談機能の一層の充実を図ります。
13	質問	資料4	内閣府男女共同参画局による全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は年々増加している。また、コロナ禍におけるDV被害が増えているとも言われている。全国の相談の増加傾向と比べ、八尾市の相談実績の増減、傾向等はどうか。	人権政策課における相談件数は、平成28年度から令和2年度までの過去5年間の推移をみますと、令和元年度までは横ばいでしたが、令和2年度から急増しています。  参考：人権政策課で受けた相談件数 ※( )はうちDV相談件数 H28年度126件(78件)・H29年度125件(70件)・H30年度136件(72件)・R元年度131件(82件)・R2年度174件(114件)  なお、暫定値ではありますが、令和2年4月～8月の人権政策課における相談件数と令和3年同時期の相談件数を比較すると、相談件数はさらに増加しています。(DV相談件数は減少しています)  参考：人権政策課で受けた相談件数 ※( )はうちDV相談件数 R2年4月～8月 84件(61件) R3年4月～8月 93件(51件)

No.	種別	資料No.頁	委員意見	市の見解等
14	質問	資料4	八尾市男女共同参画参画センター「すみれ」女性のための特設法律相談について、枠数を超える申込みはあったのか。定員に達した場合、他の相談機関への誘導等の対応は行ったか。	女性のための特設法律相談は枠数を超える申込みがありました。定員を超えた申込者には、市の他部局が実施する法律相談や、大阪府が実施する法律相談を案内しています。
15	質問	参考資料1	【施策12(被害者支援体制の充実)41加害者への対応について】 DV被害者は住み慣れた地域を離れ、友人とも離れ、子どもも環境が変わるなど、日常生活においても大きな支障が出る。一方加害者は従来の生活が変わらない。 事業内容は「加害者を対象とした取り組み等の情報収集」、指標の定義は「研修会への参加回数」となっているが、令和2年度実績の研修内容に加害者の取り組みに関する研修内容が含まれていたのかどうか。 加害者への取り組みとして、八尾市独自に検討の動きはあるのか。	現在国において、DV加害者プログラムの試行実施などの取り組みが進められているところであり、それらを参考に検討していきたいと考えております。 なお、指標の定義となっている研修の中には加害者への対応を主なテーマとした研修はありませんでした。 加害者への取り組みとして、八尾市独自には実施していませんが、「DV」という言葉が浸透してきている中で、加害者が「自分はDVをしている」と認識しているケースは少ないと思われるため、「DVIは身体的な暴力だけじゃない」、「DVは重大な人権侵害である」などの啓発を地道にしていくことで、加害者自身が加害者であることに気付けるようにすることが必要だと考えています。加害者からの相談があった場合は、NPO等が実施している加害者プログラムやアンガーマネジメント講座などの案内や保健所が実施している相談(臨床心理や医療分野)につなげています。

### 【議案3】「八尾市はつらつプラン(改定版)～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」の取組内容について

【施策9(女性の人材育成(エンパワーメント)、「女性活躍推進法」に基づく取り組みの実施(女性のチャレンジ支援))について】				
■ 市の管理監督職等への女性の登用の推進についての意見				
1	意見		女性の登用が進まないことは、八尾市に限ったことではないと感じる。性別を問わず、管理職に対するイメージは、残業代もつかない減私奉公という感じで、特にワーク・ライフ・バランスを重視する若手職員にとっては魅力的ではない。 世代別のアプローチを考える必要がある。子育てが一段落した世代には、新たなキャリアの在り方を示すとともに、管理職経験が定年後の人生プランに強みになるなどのモデルを示す。一方、若い世代には早い段階で管理職登用をキャリアプランに取り入れるような啓発が必要だろう。	ご意見を踏まえ、関係課と課題認識を共有し、今後の取組みを検討してまいります。
2	意見	性別にかかわらず、昇進を望まない理由には、残業が増えたり、責任が大きくなるようになったりする等何らかの阻害要因があると考えられる。このような阻害要因を変えていくことも、ワーク・ライフ・バランスの取組みと並行しながら進めていくべきだと考える。 コロナ禍で、在宅ワークの増加など働き方は大きく変わった。これを機会に、無駄のない働き方を市役所内でも積極的に取り入れるべきではないか。		
3	意見	「管理職の魅力」や「管理職の働き方」について学ぶ際に、女性が管理職になる場合を想定した学びの場があるとよいのではないかと。また、男性職員よりは年齢層が上がるかもしれないが、子育てが少し落ち着いてきたころの女性職員に働きかけることも考えられる。 一朝一夕には変化しないかもしれないが、行政に関わり続けてきた職員の潜在的な力を活かせるよう、継続的な働きかけと経験の共有の蓄積が望まれる。		
【施策4(ワーク・ライフ・バランスへの理解促進)のうち、「男性の家事子育て介護等への参加の促進」について】				
4	意見		子育ておうえん講座の事業内容に、父親の育児参加の機会を増やすことが明記されている。施策遂行側の視点は「おうえん」となるが、父親が自分ごととして考えなければならぬようなメッセージがこめられた講座名、内容にしていく必要があるのではないかと。	子育ておうえん講座は、講師による講演や実技により、子育てに関する知識等実践ができる内容で、父親が参加できるよう土日に開催しています。実施時の講座名、内容については時事に関することや参加者のアンケートを元に企画検討し、参加促進が図れるよう適切にすすめてまいります。
【施策20(複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援)のうち、「人権尊重の観点からの配慮」について】				
5	意見		現在八尾市は、性的マイノリティ当事者で大阪府又は大阪府内の自治体においてパートナーシップ宣言証明を受けた方は、市営住宅入居申込みの資格対象としている。八尾市でもパートナーシップ宣言証明書の発行について検討することを明記してはどうか。	他市事例等を参考に、今後の本市における取組みについて検討してまいります。

※ご提出いただいたご意見は、趣旨を損なわないように要約しております。